

8 月上旬号  
2013 年

# 国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<p><b>已寄出后期高齢者医疗保险费认定通知书</b></p>	<p>こうきこうれいしゃいりようほけんりよう けつていつうちしょ そうふ 後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付しました</p>	
<p>后期高齢者医疗保险费认定通知书已在 7 月 16 日寄出。请务必在缴纳期限内缴付。</p>	<p>こうきこうれいしゃいりようほけんりようがくけつていつうちしょ がつ にち ほつそう 後期高齢者医療保険料額決定通知書を 7 月 16 日に発送しました。 かなら のうき おさ た。必ず納期までに納めてください。</p>	
<p>询问处：医疗保险室 保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>といあわせさき いりようほけんしつ ほけんりようか 問 合 先：医療保険室 保険料課</p>	
<p><b>请在 8 月份递交「(特别) 儿童抚养津贴现状调查表」</b></p>		
<p>とくべつ じどうふようてあて げんきょうとどけ がつちゅう ていしゅつ (特別) 児童扶養手当の現況届は 8 月中に提出してください</p>		
<p>领取「儿童抚养津贴」的人，请在 8 月底之前递交「现状调查表」，领取「特别儿童抚养津贴」的人，请在 9 月 10 日之前递交「所得状况调查表」。领取对象者将会收到记载有受理日期和指定场所的「通知」。请带好所需资料务必前往指定会场办理手续。忘记递交调查表者 8 月以后将被停止支付，也有可能丧失受理资格，请注意。</p> <p><b>【临时受理】</b></p> <p>正常情况周六・日是不受理的，现在按以下所示增设临时受理处。</p> <p>◇8 月 11 日(周日) 10:00~17:00=市民会馆展示室 ◇8 月 24 日(周六) 9:00~16:00=市政府 2 楼国民年金课</p>	<p>じどうふようてあて う かた げんきょうとどけ がつちゅう とくべつじどう 児童扶養手当を受けている方は現況届を 8 月中に、特別児童 ふようてあて う かた しょとくじょうきょうとどけ がつ にち か 扶養手当を受けている方は所得状況届を 9 月 10 日(火)まで ていしゅつ たいしょうしゃ うけつけにちじ ばしょ してい に提出してください。対象者には受付日時と場所を指定した し そうふ ひつようしよるい も かなら かいじょう 「お知らせ」を送付しますので、必要書類を持って、必ず会場へ こ とどけで わす がついこう てあて う お越しください。届出を忘れると、8 月以降の手当が受けられな いだけでなく、受給資格もなくなる場合があります。</p> <p>りんじうけつけ <b>【臨時受付】</b> つうじょう ど にちようび うけつけ つぎ とお りんじうけつけ 通常、土・日曜日の受付はありませんが、次の通り臨時受付を します。</p> <p>がつ にち にち ごぜん じ ごご じ しみんかいかんてんじしつ ◇8 月 11 日(日) 午前 10 時~午後 5 時=市民会馆展示室 がつ にち ど ごぜん じ ごご じ しやくしよほんちようしゃ かいこくみん ◇8 月 24 日(土) 午前 9 時~午後 4 時=市役所本庁舎 2 階国民 ねんきんか 年金課</p>	
<p>询问处：国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわ さき こくみんねんきんか 問合せ先：国民年金課</p>	
<p><b>肺癌・结核病 X 光透视检查</b></p>		
<p>◇対象 △肺癌检查：本市在住の 40 岁以上者 △结核病检查：本市在住の 65 岁以上者 ◇定员 40 人(按申请顺序)</p>		
<p>たいしやう はい けんしん しなさいじゆう さいいじよう かた けつかくけんしん しなさいじゆう さいいじよう かた ていりん かくひ にん もうしこみせんちやくじゆん ◇対象 △肺がん検診：市内在住の 40 歳以上の方 △結核検診：市内在住の 65 歳以上の方 ◇定員：各日 40 人(申込先着順)</p>		
<p>检查场所 けんしんばしよ 検診場所</p> <p>东诊疗所(在东保健中心申请) ひがししんりやうじよ もうしこ ひがしほけん 東診療所(申込みは東保健センターへ)</p> <p>西保健中心 にしほけん 西保健センター</p>	<p>日期 にちじ 日時:</p> <p>8 月 16 日(周五) 13:30 开始 / 14:15 开始 8 月 16 日(金) 午後 1 時 30 分から・午後 2 時 15 分から</p> <p>8 月 20 日(周二) 9:10 开始 / 10:00 开始 8 月 20 日(火) 午前 9 時 10 分から・午前 10 時から</p>	<p>咨询・询问处 もうしこみ・といあわせさき 申込・問合先</p> <p>东保健中心 ひがしほけん 東保健センター TEL 072-982-2603 / FAX 072-986-2135</p> <p>西保健中心 にしほけん 西保健センター TEL 06-6788-0085 / FAX 06-6788-2916</p>
<p>申请・询问处：各保健中心</p>		<p>しんせい といあわせさき かくほけん 申請・問合先：各保健センター</p>



## IV-3 结婚

### 1. 日本人与外国人结婚

在日本与日本人结婚要去各市区町村役所进行登记。日本人应符合日本法律规定的结婚条件。外国人应符合本国法律规定的结婚条件。要准备以下的文件：

- ① 户籍謄本或抄本（日本人）
- ② 护照（可证明国籍的文件）
- ③ 本国大使馆或领事馆发行的具备婚姻要件证明书或相当文件（如原文不时日语，译本需要有翻译者的住址、姓名并盖章）
- ④ 结婚申请书（在各市区町村役所领取，需要2名成年人作为证人，签名盖章。该申请书必须用日语填写）

婚姻关系在日本成立以后还需在本国登记。登机时需要“婚姻受理证明书”，请去进行了登记的市区町村公所办理。各国手续不同，请向本国大使馆、领事馆确认。

婚姻自登记之日起有效。

＜摘自公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX) 网页「大阪生活指南」＞  
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

## IV-3 結婚

### 1. 日本人与外国人的結婚

日本で日本人と結婚する場合、市区町村役場に届出を行います。日本人は日本の法律で定められた結婚の条件を、外国人はその国の結婚の条件をすべて満たさなければいけません。以下の書類が必要です。

- ① 戸籍謄本又は抄本(日本人)
- ② パスポート (国籍を証明するもの)
- ③ 自国の大使館または領事館発行の婚姻要件具備証明書やそれに代わる文書(日本語で作成されていないもの)は訳者の住所氏名捺印のある訳文の添付のあるもの)
- ④ 婚姻届(窓口にあります。届出には20歳以上の証人2名の署名、捺印が必要です。また届は日本語で記入して提出しなければなりません。)

日本で成立した結婚は本国への届出も必要です。その際には「婚姻受理証明書」が必要になるので、届出をした市区町村役場で発行してもらってください。本国への手続きは国により異なりますので、自国の大使館や領事館で確認してください。

結婚は届が受理された日から有効となります。

＜公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)「大阪生活必携」より＞  
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

东大阪市国際情報广场	提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文	Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823
大阪府外国人情報处	英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰国语	Tel 06-6941-2297

